

1者応札、1者応募にかかる改善方策

平成 23 年 6 月

沖縄振興開発金融公庫

沖縄振興開発金融公庫においては、随意契約の見直し計画に従い、競争性のある契約方式への移行を推進しているところである。

一方で、一般競争入札や企画競争を実施した結果、1者応札、1者応募となっている事例が散見される。これは、沖縄県内における履行体制の確保など業者側の要因によるものと考えられるものもあるが、入札等に付したものの競争性が十分に確保されていないことがその一因になっていることも考えられることから、以下の改善方策を定めて取り組むこととする。

1. 入札準備期間について

入札参加希望者が、応札のための準備期間を確保することができるよう、過去の応札状況等を勘案し、原則として、法令等で定められた期間以上に公告期間を延長する。また、入札公告の際、業務内容が正確に理解できるよう適正な契約件名の設定に留意する。

2. 業務等準備期間について

業務内容に応じ、契約(落札決定)後、十分な準備期間を設けられるよう入札実施時期を設定する。併せて、年度当初から年間契約を行う業務については、落札決定から業務開始までに十分な期間を設けられるよう入札実施時期を設定する。

3. 参加資格要件について

参加資格要件の設定に当たっては、業務内容を勘案し、過度の制約とならないよう必要最小限のものとなるよう留意する。

4. 業務内容の見直しについて

業務の範囲が適切な発注単位となっているか検討を行い、併せて経済性も考慮しつつ一括調達又は区分調達への移行を検討する。

5. 経費の支払いについて

入札参加希望者の負担感を軽減するため、契約の既履行分について支払いが可能となる契約条項を付すなど、部分払いの拡大を検討する。

6. その他

今後実施される入札等において、入札説明書等を取り寄せたが応札・応募しなかった理由等について、事後に聴き取り調査を行う等当該事業者が意見を述べることができる仕組みを検討する。